



岡崎市QURUWAプロジェクト
PPP 活用公園運営事業

乙川河川緑地
中央緑道（国道 1 号以北）
籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場
維持管理・運営業務
指定管理者募集要項

令和 8 年 7 月
岡崎市

<目次>

選定の概要	1
選定スケジュール	2
第1章 指定管理者選定にあたって.....	3
1 QURUWA戦略について.....	3
(1) QURUWA戦略とは.....	3
(2) QURUWA戦略における公民連携事業.....	5
(3) QURUWA戦略によるウォークアブルなまちづくり.....	8
(4) QURUWAエリア内の拠点における指定管理者との連携.....	9
2 本事業の趣旨	9
(1) 趣旨	9
(2) 乙川エリアの将来像.....	10
第2章 施設の概要	12
1 施設の名称	12
2 施設の概要	12
(1) 所在地	12
(2) 施設面積	12
(3) 施設内容	12
(4) 留意事項	12
第3章 募集の内容	15
1 指定管理者が行う管理の基準.....	15
2 指定管理者が行う業務の範囲.....	15
3 リスク分担	16
4 指定期間	16
5 乙川河川緑地の業務に必要な経費等.....	16
第4章 申請に関する事項.....	27
1 欠格事由	27
2 申請資格	27
3 申請条件	28
4 申請手続	29
第5章 選定に関する事項.....	32
1 選定委員会の設置.....	32
2 審査基準	32
3 選定の日程	35
4 選定結果の通知	35
5 審査の対象又は指定管理者候補者からの除外.....	35

6 協定の締結	36
第6章 業務の適正な実施に関する事項.....	38
1 業務の再委託等の制限.....	38
2 施設の平等利用	38
3 労働環境の整備	38
4 個人情報の取扱い.....	38
5 情報公開への対応.....	38
6 守秘義務・禁止事項.....	38
7 法令等の遵守	38
8 環境への配慮	39
9 犯罪防止活動	39
10 指定管理業務実施状況の確認.....	39
11 その他	40
第7章 その他の事項.....	41
1 指定の取消し等	41
2 その他協議すべき事項.....	41

【用語の定義】

共同体	: 複数の企業で応募する場合に、応募を構成する企業を指す
申請者	: 申請書類を提出した事業者を指す
指定管理者候補者	: 審査を経て特定した事業者を指す
指定管理者	: 指定管理者決定通知を受けた事業者を指し、基本協定締結後は、事業を遂行する者を指す
指定管理料	: 市が指定管理者に支払う経費を指す

乙川河川緑地の様子（ソウルフードジャム）



中央緑道（国道1号以北）の様子（緑道ビアガーデン）



籠田公園の様子（FDG）



選定の概要

1 施設の名称	乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）、籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場
2 根拠条例等	・岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 ・岡崎市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。） ・岡崎市都市公園管理規則（以下「都市公園管理規則」という。） ・岡崎市駐車場条例（以下「駐車場条例」という。） ・岡崎市駐車場管理規則（以下「駐車場管理規則」という。）
3 指定管理業務の範囲	（1）施設の運営に関する業務 （2）施設及び設備等の維持管理に関する業務 （3）利用料金及び経理に関する業務 （4）駐車自動車の保管に関する業務 （5）その他の業務
4 指定期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
5 選定方法	選定委員会を設置したうえで、選定委員会で決定する指定管理者候補者を「選定基準」に基づき審査し、最も得点の多い申請者を指定管理者候補者として決定します。
6 選定結果の通知	選定結果は、申請者に対して通知します。また、岡崎市（以下「市」という。）のホームページでも公表します。
7 協議	選定委員会による選定結果をもとに、市と指定管理者候補者は指定管理業務の細目について協議します。この場合、市は必要に応じて指定管理者候補者の提案に対し、修正を求めることができるものとします。
8 指定管理料	申請時に提出される収支予算書をもとに、協議の上で決定します。
9 指定、協定	市は、令和8年12月岡崎市議会定例会の議決後、指定管理者として指定し、速やかに基本協定を締結します。その後年度協定を締結します。
10 お問合せ	（乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）、籠田公園に関するお問い合わせ） 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市役所 都市基盤部 公園緑地課 TEL：0564-23-7406／Fax：0564-23-6559 E-Mail:koen-shiteikanri@city.okazaki.lg.jp （岡崎市籠田公園地下駐車場に関するお問い合わせ） 岡崎市役所 都市政策部 まちづくり推進課 TEL：0564-23-7240／Fax：0564-23-7967 E-Mail:machizukuri@city.okazaki.lg.jp

選定スケジュール

1 募集開始	令和8年7月3日（金）
2 募集内容に関する質問の受付	令和8年7月14日（火）17時まで
3 申請書類の提出期限	令和8年9月10日（木）9時から9月11日（金）16時まで
4 選定委員会ヒアリング	令和8年10月22日（木）
5 選定結果の通知	令和8年10月下旬
6 市議会の議決	令和8年12月下旬
7 指定管理者の指定通知及び告示	令和9年1月
8 基本協定書締結	令和9年2月
9 年度協定書締結	令和9年4月
10 指定管理業務の開始	令和9年4月1日（木）

第1章 指定管理者選定にあたって

1 QURUWA戦略について

(1) QURUWA戦略とは

市では、乙川リバーフロント地区内の豊富な公共空間を活用した公民連携プロジェクトを実施することにより、名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら（図書館交流プラザ）、岡崎城公園などの公共空間各拠点を結ぶ約3キロのまちの主要回遊動線QURUWAの回遊を実現させ、波及効果として、まちの活性化（暮らしの質の向上・エリアの価値向上）を図るQURUWA戦略の実現を図っています。

今回、指定管理者を選定する乙川河川緑地は、QURUWA戦略における公民連携プロジェクトの一つである「乙川かわまちづくり事業」として、自然と都市が交わる暮らしを将来像に掲げ、おとがわエリアビジョンの実現を通して暮らしを豊かにすることを目指しています。

中央緑道は、QURUWA戦略における公民連携プロジェクトの一つである「PPP活用公園運営事業」として、エリアの価値を支える地域の前庭、街の象徴となる軸の形成、都市の中の自然が豊かで快適な散歩道となることを将来像に掲げ、日常的かつ多様な使い方の実現、周辺エリアに波及効果をもたらすことを目指しています。

籠田公園は、QURUWA戦略における公民連携プロジェクトの一つである「PPP活用公園運営事業」として、エリアの価値を高める街のシンボルとしてのオープンスペースとなることを将来像に掲げ、日常的かつ多様な使い方の実現、周辺エリアに波及効果をもたらすことを目指しています。また、地下駐車場の有効活用等によりQURUWAエリアへのアクセス性の向上はもちろん、各拠点へのアクセスの向上を図ることを目指しています。

各施設における事業の運営形態は、乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）、籠田公園はサービス購入型により、地下駐車場は独立採算型により管理運営を行うこととし、乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）及び籠田公園と地下駐車場は別会計で行います。

なお、地下駐車場の会計より乙川河川緑地等の会計に指定管理事業実施金を提供し、その資金を活用し指定管理範囲全体の活用促進、安定的な運営及び利益向上に寄与する指定管理事業の実施を求めます。

【上位関連計画】

- ・ QURUWA戦略（乙川リバーフロント地区公民連携まちづくり基本計画）
<https://www.city.okazaki.lg.jp/shisei/machi/1005061/1002967/1002968.html>
- ・ おとがわエリアビジョン
- ・ 乙川リバーフロント地区かわまちづくり
<https://www.city.okazaki.lg.jp/shisei/vision/1008051/1008076/1008077.html>
- ・ 乙川リバーフロント地区整備基本計画
<https://www.city.okazaki.lg.jp/shisei/machi/1005061/1002967/1011924.html>
- ・ その他上位計画については、QURUWA戦略のP. 4 参照のこと

QURUWA戦略における公民連携事業の全体像



QURUWA地区・・・主要回遊動線QURUWAを覆う、約157haの乙川リバーフロント(※略称RF)整備の地区。

波及エリア・・・QURUWA地区に隣接する徒歩圏内で地域や民間事業者が地域課題の解決等に取り組むエリア。

(2) QURUWA戦略における公民連携事業

①PPP活用拠点形成事業（太陽の城跡地）

約 8,000 m²の市有地で事業用定期借地などによりシティーホテル、コンベンション、リバーベースを民間一体的整備するまちの拠点形成プロジェクトです。

②PPP活用公園運営事業（桜城橋橋上広場・橋詰広場）

公園人道橋の桜城橋橋上広場とその橋詰広場約 2,800 m²の公園用地を活用し、民間活力を導入し、休憩所、飲食店などを整備、運営するプロジェクトです。



③PPP活用拠点形成事業（東岡崎駅北東街区）

名鉄東岡崎駅に隣接する約 6,600 m²の事業用定期借地権を設定した市有地で、商業等の都市機能を担う民間事業者主導により、令和元年 11 月にホテル・レストランなどの複合施設オトリバーサイドテラスをオープンすると共に、ペDESTリアンデッキ上には、日本最大級の騎馬像で、家康公が松平から徳川に改姓した 25 歳当時の徳川家康公の像が設置され、令和 6 年 7 月からは三河武士団の持つ 4 つの徳を具現化した四神像が追加設置されています。



製作者 神戸峰男

④乙川かわまちづくり事業

規制緩和により実現した河川空間での観光船運航や殿橋テラスにおけるカフェなど、様々な民間事業が連携するプロジェクトです。



⑤ P P P活用公園運営事業(籠田公園・中央緑道)

休憩スペースが多くある約 6,800 m²の籠田公園、道路と緑道空間の再構築により使いやすくなった約 5,500 m²の中央緑道での、地元団体や公園管理・活用に関係する民間事業者とともに、公園で稼ぎ公園に還元する組織・仕組みづくりに挑むプロジェクトです。



⑥ P P P活用拠点形成事業(暫定駐車場)

図書館交流プラザ「りぶら」東側にある約 11,000 m²もの駐車場や広場などの公的不動産を活かした公民連携事業により、まちと「りぶら」をつなぐプロジェクトです。



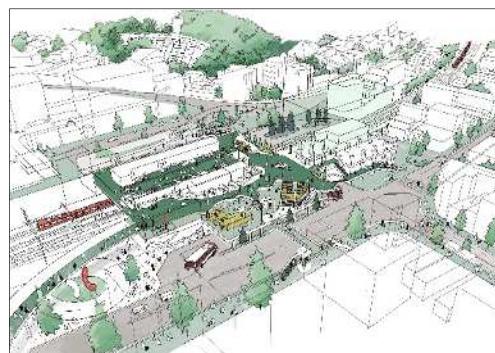
⑦ 道路再構築事業

康生通り・連尺通りにおいて、指定団体をつくることで、規制緩和によりオープンカフェ、広告板の設置など道路空間を使った民間の取組みの事業化と、それに合わせた道路空間の再配分を含めたプロジェクトです。



⑧ 東岡崎駅整備事業

名古屋鉄道(株)と岡崎市が土地を共同化し、橋上駅舎、南北自由通路、バスターミナル、駅ビルの一体整備と「子育て世代をはじめとした多世代に親しまれる」居場所をつくるプロジェクトです。



⑨南康生エリアリノベーション事業

南康生2丁目/3丁目を対象として、中央緑道を引き込むウォークアブルな空間づくりと都市型コンテンツにより、QURUWAの新しいライフスタイルをつくるエリアマネジメントを実施するプロジェクトです。



⑩リノベーションまちづくり事業

遊休化した公民の不動産を活用して、都市や地域の経営課題を複合的に解決し、新たなまちの担い手と来客を呼び込むプロジェクトです。籠田公園周辺に魅力的なお店が続々と登場しています。



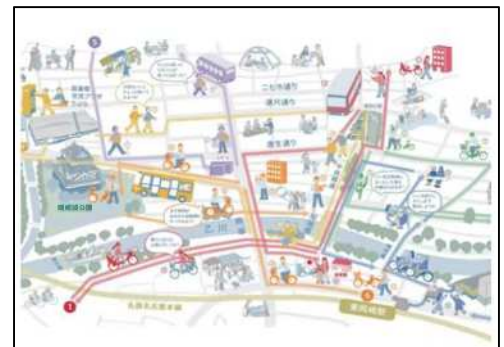
⑪ブランディング&情報発信

QURUWAのファンづくりならびにQURUWAでのトライの土壌づくりのための、公民連携による情報発信を用いたパブリック・リレーションズ（市民や民間事業者との関係構築）を推進するプロジェクトです。



⑫回遊支援事業

シェアサイクル等のモビリティを活かしてQURUWA地区の魅力的な拠点や拠点間動線の回遊を促進させるプロジェクトです。



(3) QURUWA戦略によるウォーカブルなまちづくり

1) ウォーカブルなまちづくり

まちなかを車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する取組が進められています。これらの取組は、ひと中心の豊かな生活空間を実現させるだけでなく、地域消費や投資の拡大、観光客の増加や健康寿命の延伸、孤独・孤立の防止ほか、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造につながります。



2) QURUWA戦略が目指すウォーカブルなまちづくり

QURUWA戦略では、エリア全体の定義・将来像として「これからの100年を暮らすまち-新しい住み方・働き方・遊び方を楽しむ-」と定義しており、公民連携により市民・来街者に新たな交流・体験を通じた「良質な都市空間を楽しむ日常」と「暮らしやすいまち」として、くらし創発都市を実現し、その結果として観光産業都市を目指すとしています。加えて、次の7つによりウォーカブルなまちづくりを目指し、暮らしの質及びエリアの価値向上を図ります。

なお、ウォーカブルなまちづくりを目指すうえで、乙川河川緑地は、自然的な空間でありながら、まちなかに近い等の立地特性を有するQURUWAの公共空間として、まちなかから乙川河川緑地や、乙川河川緑地から伊賀川を経由してまちなか(りぶら方面)等、まちの回遊を促進させるウォーカブルなまちづくりの重要な拠点と考えています。

中央緑道は、QURUWAの公共空間として、まちの回遊を促進させるウォーカブルなまちづくりの重要な拠点と考えています。

籠田公園及び地下駐車場は、エリアのフリンジ(外縁)パーキングに位置し、QURUWAの公共空間として、QURUWAへのアクセス性を向上させるとともに、まちの回遊を促進させるウォーカブルなまちづくりの重要な拠点と考えています。

- ① 歩いて楽しく、自転車で回れて、車でも来やすいまち
- ② 個性的な7つのエリアの特徴を磨き上げることで、めぐる楽しさが一層向上したエリア
- ③ 多様なジャンルで希少性の高いコンテンツが集積されることにより、暮らしの選択肢があるエリア
- ④ エリアをめぐる充実した交通機能（自転車・バス・次世代モビリティ・歩行動線の連携）
- ⑤ 子ども連れでも安心して快適に過ごせるような歩行者優先のエリア
- ⑥ 車での分かりやすいアクセスルートと集約再配置された駐車場
- ⑦ カーボンニュートラルの実現と、その取り組みが見えるまち

（4）QURUWAエリア内の拠点における各事業者との連携

互いの波及効果を生み出していくため、岡崎城公園やオトリバーサイドテラスをはじめとするQURUWAエリア内の拠点における指定管理者、都市再生推進法人、拠点事業者と連携することを期待します。

2 本事業の趣旨

（1）趣旨

本事業は、QURUWA戦略における公民連携プロジェクトとして、さらなるまちの魅力の向上と周辺のまちとの連携や波及効果によって、乙川河川緑地、中央緑道、籠田公園周辺エリアにおける暮らしの質の向上とエリア価値の向上に繋がる事業運営を期待して、指定管理者の選定を行います。

事業の運営形態は乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）、籠田公園はサービス購入型とし、次の各事項又は複数の事項に資する事業の実施を期待します。地下駐車場は独立採算型により管理運営を行うこととし、乙川河川緑地等と地下駐車場は別会計で行います。なお、地下駐車場の会計から下図（籠田公園及び地下駐車場の会計イメージ）の指定管理事業実施金による指定管理事業の実施、及び利益の一部（利益から市へ2割以上を収める額を除いた額を上限とする）を用いて、次の各事項又は複数の事項に資する事業の実施を期待します。

1）指定管理者自ら実施する事業

① QURUWA地区（RF 地区）の経営課題の解決

※詳細はQURUWA戦略P. 4 参照

- ・ 康生地区の衰退
- ・ 高齢化の進展
- ・ まちの魅力の希薄化
- ・ 働き方・雇用の多様性の欠如

② 持続可能な都市経営に資する市内経済循環促進

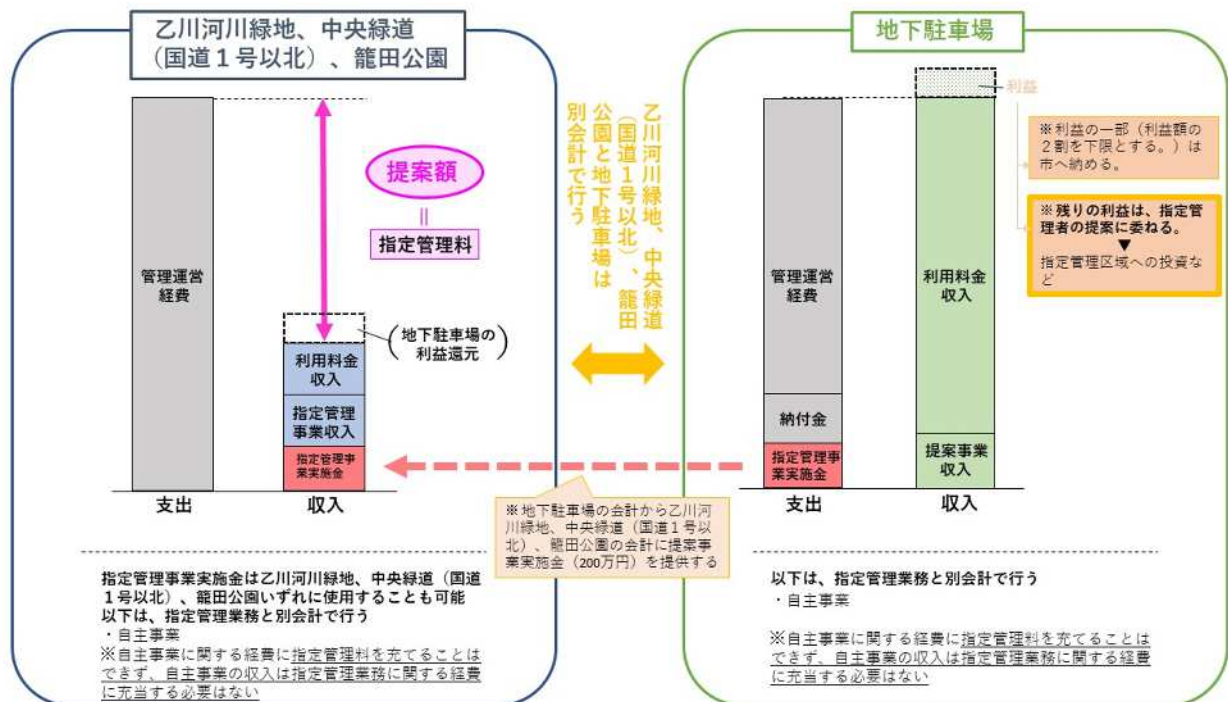
2）市と共に公民連携で実施する事業

① 市及びQURUWAの各拠点や乙川河川緑地周辺事業者等と連携した情報発信

② 都市再生推進法人や商店街等の周辺事業者で組成される任意団体等と連携した次のまちの課題のうち各事項又は複数の事項の解決

- ・まちの担い手の発掘と育成
 - ・都市型コミュニティの形成
 - ・健康で幸せ（健幸）になれるまち「スマートウェルネス」の推進
- ③ 歩いて楽しく、自転車で回れて、車ででも来やすいまちへ向けた「集約再配置された駐車場」や「エリアをめぐる充実した交通機能（自転車・バス・歩行者動線の連携）」の推進に資する事業

乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）
籠田公園及び地下駐車場の会計イメージ



(2) 乙川エリアの将来像

乙川河川緑地を含む乙川エリアの将来像（どういう状態にあればいいか）は、以下のように設定しています。

【自然と都市が交わる暮らし】

- ・ 身近に川の恵み生態系を感じ、見方が変わり、感動の体験が起こる場所
- ・ なつかしさと新しさが調和する「岡崎らしさ」に支えられた風景が見つかる場所
- ・ 乙川ならではの使い方や楽しみが生まれる、また遊びに行きたくなる場所
- ・ つい子どもが遊ぶ、つい皆がゴミをひろう。つい訪れたい場所
- ・ 対話を重ね、みんなが認め合い、みんなで乙川に意識が向いていく場所
- ・ まちとまち、森とまち、人と人。多様なストーリーからつながる場所

このようなエリアの将来像を意識した管理を期待します。

(3) 中央緑道の将来像

【エリアの価値を支える地域の前庭】

- ・街なかの豊かな暮らしを支え、居住環境を向上させる質の高い空間

【街の象徴となる軸の形成】

- ・桜城橋・籠田公園とともに街の象徴的な景観を形成
- ・東岡崎駅と街なかをつなぐ軸
- ・地域の参加により維持管理が図られる地域住民の前庭

【都市の中の自然が豊かで快適な散歩道】

- ・歩行者優先で自然環境が豊かで快適な都市の中の歩行空間

中央緑道は、「道であり、広場でもある」という「みちひろば」空間の形成をコンセプトとし、楽しく安全に歩ける動線であり、一休みできる環境を兼ね備えた空間を目指しています。

(4) 籠田公園の将来像

1) エリアの価値を高める街のシンボルとしてのオープンスペース

- ・街なかの豊かな暮らしを支え、居住環境を向上させる質の高い空間

2) 多様な使い方の実現

- ・民間主体の多様な利活用を促進する制度や仕組みの実現
- ・休日のイベント活用に加え、レジャーや交流あるいはオフィスとして、平日に日常的に利用される空間

3) アクセス性の向上

- ・カーシェアやシェアサイクルの導入等による多様なモビリティの設置、地下駐車場の活用等による高いアクセス性

籠田公園は、「つどい・つながり・つづく」をコンセプトに、「岡崎の顔」となる場所として、市民とともに育てる公園を目指しています。

1 施設の名称 (乙川河川緑地)

2 施設の概要

(1) 所在地

(2) 施設面積

※面積には水面も含まれます。

※乙川河川緑地の開設面積（公園として供用している面積）は約272,900㎡

(3) 施設内容

ベンチ、フットライト、広場、潜水橋、トイレ、ローラースポーツ場、案内板など

(4) 留意事項

吹矢橋、明代橋、桜城橋、殿橋、明神橋、吹矢橋公園、明代橋公園、明代公園、明代広場及び殿橋テラスは、指定管理業務の対象外です。また、桜や松などの高木も指定管理業務の対象外です。

3 施設の名称（中央緑道）

中央緑道 (国道 1 号以北)

4 施設の概要

(1) 所在地

(2) 施設面積

約4,600m²

※中央緑道の開設面積（公園として供用している面積）は約5,500㎡

(3) 施設内容

パーゴラ、可動式イス、テーブル、四天王像、案内版（サイン）、電源施設 など

(4) 留意事項

橋詰広場及び中央緑道（国道1号以南）は指定管理業務の対象外です。

5 施設の名称（籠田公園及び籠田公園地下駐車場）

- ・ 籠田公園 . . . (ア)
- ・ 地下駐車場 . . . (イ)

6 施設の概要

(ア) 籠田公園

(1) 所在地

愛知県岡崎市籠田町68番地

(2) 施設面積

約6,800㎡

※籠田公園の開設面積（公園として供用している面積）と同じです。

(3) 施設内容

野外ステージ、北の縁台、平和之碑、トイレ、遊具（複合遊具、ブランコ、鉄棒）、噴水、四阿、パーゴラ、可動式イス・テーブル、電源設備など

(4) 留意事項

倉庫（防災用ポンプ室）、防火水槽は、指定管理業務の対象外です。

(イ) 地下駐車場

(1) 所在地

愛知県岡崎市籠田町68番地

(2) 施設規模

駐車台数 210台（地下1階：98台、地下2階：112台）

構造 鉄筋コンクリート造2階建2層

形式 自走式地下駐車場

(3) 施設面積（延べ床面積）

約7,800㎡

(4) 施設内容

給排水衛生設備、空調換気設備、消火防災設備、照明設備、駐車場管制設備、昇降機設備、トイレなど

7 施設の利用時間

(1) 乙川河川緑地

乙川河川緑地に指定管理業務内で管理する有料公園施設はありません。

(2) 中央緑道（国道1号以北）

中央緑道に設置する有料公園施設（電源設備）の利用時間は、次のとおりです。

ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、利用時間を延長することができます。

1) 電源設備 午前6時から午後10時まで

(3) 籠田公園

籠田公園内に設置する有料公園施設（野外ステージ・電源設備）の利用時間は、次のとおりです。

ただし、特別の理由があると市長が認める場合は、利用時間を延長することができます。

1) 野外ステージ （昼間）午前8時30分から午後5時まで

（夜間）午後5時から午後10時まで

2) 電源設備 午前6時から午後10時まで

(4) 地下駐車場

地下駐車場の利用時間は、次のとおりです。

利用時間：午前0時から深夜0時まで（24時間）

休業日：なし

第3章 募集の内容

1 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと
- (2) 市民の平等な利用を確保すること
- (3) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと
- (4) 市長が施設の設置目的等に応じて別に定める水準を満たすこと

2 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の行う業務は、次のとおりとします。(詳細は別添「乙川河川緑地維持管理・運営業務 業務水準書」(以下「乙川河川緑地業務水準書」という。),「中央緑道(国道1号以北)維持管理・運営業務 業務水準書」(以下「中央緑道業務水準書」という。),「籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場維持管理・運営業務 業務水準書」(以下「籠田公園及び籠田公園地下駐車場業務水準書」という。))を参照のこと)

(1) 施設の運営に関する業務

- ・施設管理業務
- ・受付業務
- ・利用料金収受
- ・広報活動
- ・地域との調整
- ・クオリティコントロール
- ・その他関連業務

(2) 施設及び設備等の維持管理に関する業務

- ・施設・建築物等保守管理業務
- ・設備保守管理業務
- ・物品保守管理業務
- ・清掃業務
- ・施設巡回・警備業務

(3) 駐車場開閉業務

- ・駐車場開閉業務

(4) 植栽の維持管理に関する業務

- ・芝生管理
- ・樹木管理
- ・草刈り・除草

(5) 防災対策業務

- ・防災対策業務

(6) 指定管理事業及び自主事業

- ・指定管理事業
- ・自主事業

(7) その他業務

- ・非常時の対応
- ・書類の作成、提出
- ・市への協力業務（監査など）
- ・利用者からの苦情・不当要求・要望・意見に対する対応
- ・市民意見の聴取・反映
- ・ホームレス対応
- ・市との連携・調整
- ・セルフモニタリング
- ・市によるモニタリングへの協力
- ・文書の管理・保存
- ・指定期間終了時における引継ぎ等
- ・占用許可、行為許可者等の指導
- ・地域との調整（公園協議会への参加・事務局等）
- ・指定管理事業以外で市が行う社会実験への協力

3 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担の詳細は別途行う基本協定で定めますが、基本方針については、「別紙

1 リスク分担表」のとおりとします。

4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

※管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

（詳細は、「第 7 章 1 指定の取消し等」を参照のこと）

※本指定管理結果が第三者評価委員会での審査を受け、市が優良で再度指定することが効果的又は効率的と判断する場合は、次回の指定管理者候補者の選定を非公募とし、上限 1 期 5 年までの指定期間の継続をすることがあります。

5 指定管理業務に必要な経費等

乙川河川緑地、中央緑道（国道 1 号以北）、籠田公園（以下「乙川河川緑地等」という。）

乙川河川緑地等の指定管理業務は、指定管理料のほか、都市公園条例、都市公園管理規則に規定する利用料金収入及びその他収入をもって行うものとします。

指定管理料は、収支予算書により提案された提案額を基本とします。指定管理者選定後における年度ごとの指定管理料は、指定管理の開始前までに締結する「年度協定書」の中で定めます。年度協定締結後、新たな業務の追加などにより、提案された金額を変更する必要がある場合は、別途協議します。

なお、やむを得ない事情により長期休業する場合は、指定管理料を減額することがあります。

指定管理者が実施する自主事業（任意）に関する経費に指定管理料を充てることはできません。
（「第3章5（12）自主事業に関する事項」参照のこと）

（市及び指定管理者の収入、経費の分担については、「別紙2 収入・経費分担表」を参照のこと）

（1）指定管理料の提案額について

提案額は、次の方法により算出した収支差引額として提案してください。

$\text{提案額} = \text{支出予定額} - \text{収入予定額}$
--

ただし、提案額は次のとおりとし、5年分の提案額を算出し提案してください。

●提案額の上限額

市の積算による収支差引額を提案額の上限額とします。提案額の上限額は、5年間合計で
524,915,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）とし、上限額は光熱水費、修繕費及び災害対応費を含みます。申請者は、各年度の収支予算書を作成し、上限額を超えない金額を提案してください。

●支出予定額は、精算項目である修繕費及び災害対応費を含むものとします。

※提案額によっては、業務履行の確実性が損なわれると判断される場合もあるため、事前にヒアリングをさせていただく場合があります。

※提案額が、市の上限額の10分の7（367,440,500円）を下回らないこと（下回った場合は失格）とします。

（2）指定管理料に含まれるもの

1）修繕に関する経費※

2）災害対応に関する経費※

3）1）及び2）を除く管理運営に関する経費（管理運営費、人件費、事務費、諸経費、キャッシュレス決済の導入・運営に係る経費等）

※精算については、「第3章5（13）精算についての考え方」を参照のこと

1）修繕に関する経費

経費はあらかじめ市が収支予算書で提示した金額を前提とし、修繕の対象は施設、設備、物品とします。また、経費は物品の購入に充てることも可能です。（物品の購入については、「第3章5（3）物品に関する事項」参照のこと）

指定管理者は、見積金額が1件につき100万円（消費税及び地方消費税含む。）未満の修繕について、指定管理料（修繕費）により実施するものとします。また、年度の上限額は乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）、籠田公園の合計で300万円とします。

見積金額が1件につき100万円（消費税及び地方消費税含む。）以上の修繕については、原則として市が対応することとし、指定管理料に含めないものとします。

修繕について、各施設での修繕費を示しますが、融通することも可とします。（例：乙川河川緑地150万円のうち、20万円を籠田公園での修繕費に使用するなど）

2) 災害対応に関する経費

経費はあらかじめ市が収支予算書で提示した金額を前提とし、指定管理料（災害対応費）により実施するものとします。ただし、災害対応で実施した実費を指定管理者（内製化した場合であって通常指定管理業務に従事していないものに払う場合）及び協力企業に対して支払うことを想定しています。

3) 1) 及び 2) を除く管理運営に関する経費

指定管理者は、四半期毎に、四半期業務報告書及び請求書を四半期終了後10開庁日以内に市に提出し、業務の確認を受けなければなりません。市は、指定管理者から請求があったときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定管理者に対して指定管理料を支払います。

(3) 物品に関する事項

物品の購入に係る経費

施設の管理運営上必要な備品は、市と協議の上、予算の範囲内で市の経費で市が直接購入するものとし、その所有権は市に帰属します。指定管理料には含めません。

なお、指定管理者は、自らの経費により物品を購入することができます。この場合の所有権は指定管理者に帰属します。

新たな備品以外の物品の購入及び指定管理者に貸与する備品以外の物品の買替えは、市と協議の上、指定管理料（修繕費）の範囲内で指定管理者が購入することもできます。この場合の物品の所有権は市に帰属します。

(4) 事務所税について

この指定管理業務は、事業所税非課税扱いとなります。

(5) 印紙税について

指定管理者の指定は行政処分であるため、基本協定書、各年度協定書には印紙税の貼付は必要ありません。

(6) 保険料の取り扱いについて

建物総合損害共済保険、全国市有物件災害共済会自動車共済保険、全国市長会損害賠償保険は、市が加入しています。

指定管理者は、施設賠償責任保険、第三者賠償責任保険、動産保険、個人情報保護保険に加入することとします。

なお、施設に損傷等があった場合には次のとおりとします。

1) 本施設の損傷又は滅失した場合の賠償

指定管理者の故意又は過失により本施設(設備及び物品等を含む。)を損傷又は滅失した場合は、ただちに市にその旨を報告するとともに、原状回復若しくは代品を納め、又はそれによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。ただし、市が特別の事情があると認める場合は、市はその全部又は一部を免除することがあります。

2) 第三者への賠償

本業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。また、市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して市が賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(7) 収入として見込まれるもの

- ・利用料金収入
- ・指定管理事業実施金(200万円)
- ・指定管理事業からの収入
- ・その他の収入

(8) 利用料金に関する事項

1) 利用料金の収受

指定管理者は、都市公園条例、都市公園管理規則の定めるところにより、利用料金を自らの収入として収受し、公園の管理運営に関する経費に充てるものとします。

2) 利用料金の額

利用料金は、都市公園条例別表第2に規定する額の範囲内で市長の承認を得た後、指定管理者が定めた料金とすることができます。

- ① 利用料金を変更しようとする場合は、指定管理者は一月以上の周知期間を設けてください。
- ② 利用料金の額を変更した場合は、利用者がわかりやすい場所にその料金を掲示してください。

3) 料金区分の適用について

都市公園条例別表第2に掲げる利用料金の区分の適用については、都市公園管理規則第11条に定めるとおりとします。

(9) 指定管理事業及び自主事業への期待

指定管理者が実施する、指定管理事業及び自主事業については、次の各事項又は複数の事項に資する事業の実施を期待します。

1) 指定管理者自ら実施する事業

① QURUWA地区（RF地区）の経営課題の解決に資する事業

※詳細はQURUWA戦略P. 4 参照

- ・ 康生地区の衰退
- ・ 高齢化の進展
- ・ まちの魅力の希薄化
- ・ 働き方・雇用の多様性の欠如

② 持続可能な都市経営に資する市内経済循環促進

- ・ 地産地消
- ・ 市内事業者による出店 等

2) 市と共に公民連携で実施する事業

① 市及びQURUWAの各拠点や乙川河川緑地周辺事業者等と連携した情報発信

② 都市再生推進法人や岡崎市都市公園愛護会、商店街等の周辺事業者で組成される任意団体等と連携した次のまちの課題のうち各事項又は複数の事項の解決

- ・ まちの担い手の発掘と育成
- ・ 都市型コミュニティの形成
- ・ 健康で幸せ（健幸）になれるまち「スマートウェルネス」の推進

③ 歩いて楽しく、自転車で回れて、車でも来やすいまちへ向けた「集約再配置された駐車場」や「エリアをめぐる充実した交通機能（自転車・バス・歩行者動線の連携）」の推進に資する事業

(10) (9) 指定管理事業及び自主事業への期待の2) 市と共に公民連携で実施する事業についての補足

1) 公民連携における岡崎市の役割

- ・ QURUWA戦略の推進
- ・ 規制緩和、制度改正
- ・ QURUWAエリアのまちの情報提供
- ・ 公民連携事業の体制づくり
- ・ 庁内連携
- ・ 提案内容のブラッシュアップ（一緒に検討）
- ・ プロモーション（情報発信）
- ・ （仮称）QURUWA情報発信プラットフォームの組成
- ・ 乙川河川緑地周辺の自治会（商店街、関係町内会）、都市再生推進法人、民間事業者、地権者、拠点事業者、及びQURUWAの拠点事業者との調整支援
- ・ 道路管理者、交通管理者との協議支援

2) 「集約再配置された駐車場」や「エリアをめぐる充実した交通機能（自転車・バス・歩行者動線の連携）」の推進に資する事業について

・ 概要

QURUWA戦略では、「これからの 100 年を暮らすまち～新しい住み方・働き方・遊び方を楽しむ～」をエリア全体の定義・将来像としており、それを実現するための要素として、次の7つ

を掲げています。QURUWAの拠点間の回遊を具現化するため、次の7つの要素のうち、特に④や⑥の推進について、乙川河川緑地の指定管理者を、QURUWAのウォークアブルなまちづくりを共に公民連携で推進するパートナーとします。

- ① 歩いて楽しく、自転車で回れて、車でも来やすいまち
- ② 個性的な7つのエリアの特徴を磨き上げることで、めぐる楽しさが一層向上したエリア
- ③ 多様なジャンルで希少性の高いコンテンツが集積されることにより、暮らしの選択肢があるエリア
- ④ エリアをめぐる充実した交通機能（自転車・バス・次世代モビリティ・歩行動線の連携）
- ⑤ 子ども連れでも安心して快適に過ごせるような歩行者優先のエリア
- ⑥ 車で分かりやすいアクセスルートと集約再配置された駐車場
- ⑦ カーボンニュートラルの実現と、その取り組みが見えるまち

3) 担当

都市政策部まちづくり推進課QURUWA戦略係 0564-23-6541

(11) 指定管理事業に関する事項

ア 乙川河川緑地

指定管理事業の内容については、おとがわエリアビジョンに掲載されている将来像やプロジェクト等と連動するようにしてください。また、イベントの開催、実施からさらに1歩踏み出した企画を提案してください。なお、1日当たりの集客が1,000人以上となるような大型イベントを少なくとも年10日程度は開催できるようにイベントを検討し、提案してください。

指定管理事業に関する経費は独立採算とします。

イ 中央緑道（国道1号以北）

籠田公園と連動した企画を少なくとも1つは提案してください。指定管理事業に関する経費に指定管理料を充てることができます。

ウ 籠田公園

中央緑道と連動した企画を少なくとも1つは提案してください。指定管理事業に関する経費に指定管理料を充てることができます。

エ 指定管理事業実施金を用いて実施する事業

指定管理事業実施金200万円（消費税及び地方消費税を含む）を活用して行う指定管理事業は、管理者にて協議調整を行い、「第3章5（9）指定管理事業及び自主事業への期待」を踏まえ、QURUWA戦略の具現化に寄与する指定管理事業の実施を求めます。イベントには限りませんが、イベント1回は実施するものとし、その1回についてはこれまで実施してきている「#QURUWA と暮らす」の実施としてください。また、乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）、籠田公園のいずれにも利用していただいてもかまいません。

(12) 自主事業に関する事項

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、「第3章5（9）指定管理事業及び自主事業への期待」を踏まえ企画提案を自ら行い、市との協議で了承を得た上で自主事業を実施する

ことができ、自主事業は指定管理業務と別会計により行うこととします。自主事業を行う場合は、指定管理者は毎年度2月末までに自主事業実施計画書を提出することとします。（初年度は指定管理の開始前までとする。）

自主事業に関する経費に指定管理料を充てることはできません。

（13）精算についての考え方

1）修繕に関する経費

あらかじめ年度当初に指定管理者に各施設で定められた金額（乙川河川緑地 150 万円、中央緑道（国道1号以北）50 万円、籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場 100 万円の計 300 万円（消費税及び地方消費税を含む。））を概算払いとして支払い、実績報告に基づき各年度末で精算を行います。その結果、差額が生じた場合は市へ返還するものとします。

各施設で定められた金額については各施設で融通することも可とします。

なお、指定する期日までに返納しないときは、未返納金額に対して指定期日の翌日から返納する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を付して返納してください。

修繕費は 300 万円を上限としますが、緊急を要する修繕により上限額を超えそうな場合、修繕の可否も含め事前に市と協議するものとします。

2）災害対応に関する経費

あらかじめ年度当初に指定管理者に乙川河川緑地分で 500 万円（消費税および地方消費税を含む。）を概算払いとして支払い、実績報告に基づき、各年度末で精算を行います。その結果、差額が生じた場合は市へ返還するものとします。

なお、指定する期日までに返納しないときは、未返納金額に対して指定期日の翌日から返納する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を付して返納してください。

（14）経理及び収入の管理

指定管理者は、指定管理料、利用料金収入及びその他収入の状況、管理運営に関する経費の支出の状況について、経理を明確にするとともに、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理は専用口座を設けて管理するなど区分して適切な運用をしなければなりません。

6 地下駐車場の業務に必要な経費等

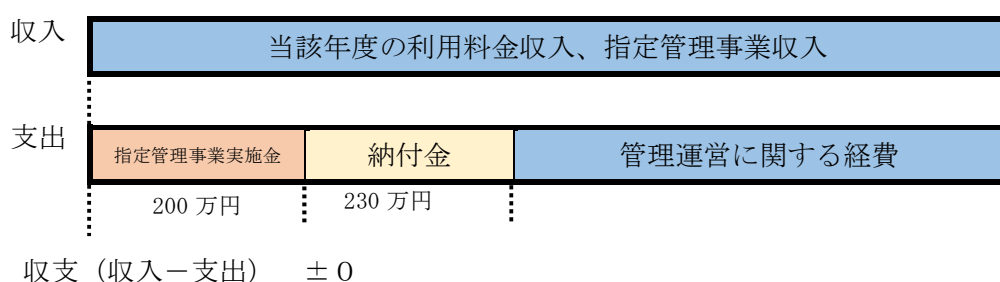
地下駐車場の指定管理業務は、駐車場条例に規定する利用料金収入、指定管理事業収入をもって、独立採算制により行うものとします。

また、地下駐車場指定管理者は、籠田公園指定管理者の指定管理事業費として、毎年度、指定管理事業実施金 200 万円（消費税及び地方消費税額を含む）を籠田公園指定管理者へ提供するものとし、市には納付金として 230 万円（消費税及び地方消費税を含む）を納めるものとします。

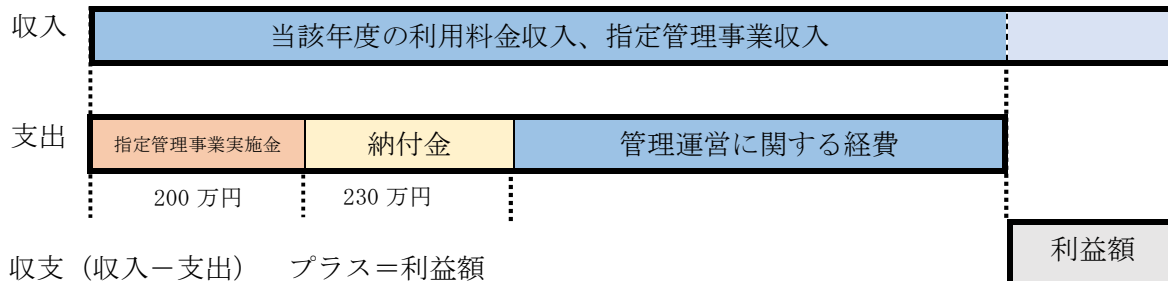
（市及び指定管理者が分担する収入、経費については、「別紙 2 収入・経費分担表」を参照のこと）

（1）収支のイメージ図

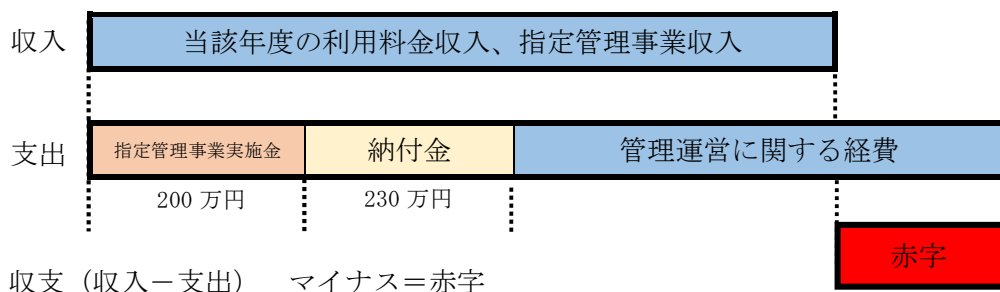
● 基本形態



● 年間の収入額の合計が支出額の合計額を上回る場合（収支プラス）



● 年間の収入額の合計が支出額の合計額を下回る場合（収支マイナス）



※決算額が収入支出予算書の金額未満となり、赤字が生じた場合であっても、原則として、市からの補填はしません。ただし、経年劣化に伴う工事による閉鎖等、市の責に帰す原因により赤字となった場合は協議のうえ補填する場合があります。

（２）修繕に関する経費

指定管理者は、換気設備のフィルター交換及び見積金額が１件につき 100 万円（消費税及び地方消費税含む。）未満の修繕（年間累計 230 万円（消費税及び地方消費税を含む。）まで）について、実施するものとし、市に納める納付金から差し引くものとしします。

見積金額が１件につき 100 万円（消費税及び地方消費税含む。）以上の修繕又は年間累計 230 万円以上となる際の修繕については、原則として市が対応することとします。精算については、「（15）精算についての考え方」を参照のこと

（３）光熱水費に関する経費について

電気は、岡崎市中央クリーンセンター等で作られた電気を本市の公共施設等に供給する「株式会社岡崎さくら電力」（本市一部出資企業）と契約してください。

光熱水費については、指定管理者の支払いとし、事業費に含みます。

なお、指定管理者は、業務水準書で規定する業務の水準を維持できる範囲で、できる限り光熱水費の抑制に努めてください。

（４）備品・物品に関する事項

- ・ 備品とは、あらかじめ施設に備え付けられたものを指します。（カギも含む）
- ・ 物品とは、消耗品等を指します。

１）市の所有に属する備品

施設の管理運営上必要な備品は、指定管理者に無償貸与します。（貸与備品については、「業務水準書」を参照のこと）

２）備品・物品の購入に係る経費

施設の管理運営上必要な備品は、市と協議の上、事業費で指定管理者が購入するものとし、その所有権は市に帰属します。なお、備品購入費用は事業費に含むことができます。

指定管理者は、自らの経費により物品を購入することができます。この場合の物品の所有権は指定管理者に帰属します。

（５）精算機等について

指定管理者は、事業開始前に、電子決済に対応した精算機、ゲートバー、ゲートキャッチャー等の駐車管制機器の設置をしてください。なお、設置に要する費用は事業費に含むことができます。

指定管理者にて設置した駐車管制機器の所有権は指定管理者に帰属します。

（６）岡崎市駐車場情報集約システム（PPPark 岡崎市版）について

指定管理者は、岡崎市駐車場情報集約システム（PPPark 岡崎市版）に駐車場の満空情報を掲載してください。

岡崎市駐車場情報集約システムのシステム月額料金 9,900 円は事業費に含むことができます。

(7) 案内看板について

指定管理者は、デザインを市と協議した上で、事業開始前に現在掲示されている駐車場内外の案内看板等の盤面修正等を行ってください。なお、修正等に要する費用は事業費に含むことはできません。

(8) 事務所税について

この指定管理業務は、事業所税非課税扱いとなります。

(9) 印紙税について

指定管理者の指定は行政処分であるため、基本協定書、各年度協定書には印紙税の貼付は必要ありません。

(10) 保険料の取り扱いについて

建物総合損害共済保険は、市が加入しています。

指定管理者は、施設賠償責任保険、第三者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険に加入することとします。

なお、施設に損傷等があった場合には次のとおりとします。

1) 本施設の損傷又は滅失した場合の賠償

指定管理者の故意又は過失により本施設(設備及び物品等を含む。)を損傷又は滅失した場合は、ただちに市にその旨を報告するとともに、原状回復若しくは代品を納め、又はそれによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。ただし、市が特別の事情があると認める場合は、市はその全部又は一部を免除することがあります。

2) 第三者への賠償

本業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。また、市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して市が賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(11) 収入として見込まれるもの

利用料金収入

指定管理事業収入

その他の収入

(12) 利用料金に関する事項

1) 利用料金の収受

指定管理者は駐車場条例、駐車場管理規則の定めるところにより、利用料金を自らの収入として収受し、駐車場の管理運営に関する経費に充てるものとします。

回数券及び定期利用券を販売した場合の収入は、販売時点で計上するものとします。

2) 利用料金の額

普通利用料金（時間利用による）、定期券利用料金、回数券利用料金の額は駐車場条例別表に規定する額の範囲内で市長の承認を得た後、指定管理者が定めた料金とすることができます。

また、桜まつりや花火大会などの混雑期に渋滞抑制の観点から、利用料金の値上げを行うなどのダイナミックプライシング（動的価格設定）の設定を行うことができます。

回数券については、現状1セット1,000円（100円券×11枚）ですが、大口で購入して頂ける利用者への割引販売の提案もすることができます。

① 利用料金を変更しようとする場合は、指定管理者は一月以上の周知期間を設けてください。

② 利用料金を変更した場合は、利用者がわかりやすい場所にその料金を掲示してください。

3) 料金区分の適用について

駐車場条例別表に掲げる「一の単位時間」は、駐車場条例第2条第2項に掲げる時間を下限として指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとします。

(13) 指定管理事業に関する事項

指定管理者は、地下駐車場の利便性が向上するような事業について実施できるものとします。

なお、指定管理事業に関する経費は事業費に含むことができます。

(14) 自主事業に関する事項

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、「第3章5（9）指定管理事業及び自主事業への期待」を踏まえ企画提案を自ら行い、市の協議で了承を得た上で自主事業を実施することができ、自主事業は指定管理業務と別会計により行うこととします。

なお、自主事業に関する経費は事業費に含むことができません。

また、自主事業を行う場合は、地方自治法第238条の4第7項に基づく許可（行政財産目的外使用）を必要とし、指定管理者は毎年度2月末までに自主事業実施計画書を提出することとします。（初年度は指定管理の開始前までとする。）

なお、自主事業の内容により、別途、市へ行政財産目的外使用料が必要となる場合があります。また、車室を利用した自主事業を実施する場合は、行政財産目的外使用料として駐車場利用料金を算定の根拠とします。

(15) 精算についての考え方

指定管理者は、年度末毎に納付金（230万円（消費税及び地方消費税を含む））から当年度に負担した修繕に要した額を差引いた金額を市へ納付するものとします。

(16) 経理及び収入の管理

指定管理者は、利用料金収入、指定管理事業収入、その他収入の状況、管理運営に関する経費、指定管理事業実施金及び納付金の支出の状況について、経理を明確にするとともに、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理は専用口座を設けて管理するなど区分して適切な運用をしなければ

ばなりません。

第4章 申請に関する事項

1 欠格事由

次に掲げるいずれかに該当する団体は、指定管理者の申請をすることができません。なお、協定締結までの期間に次のいずれかに該当となった場合は、指定管理者となる資格を喪失したものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定により市から一般競争入札の参加を制限されている団体
- (2) 申請書類提出時において、市から指名停止措置を受けている団体
- (3) 法第244条の2第11項の規定により、市から指定を取り消されたことがある場合、その取消しの日から2年を経過していない団体
- (4) 国税、県税及び市税が課税される団体にあつて、それらを滞納している団体
- (5) 「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月24日合意）に基づく排除措置対象となっている団体
 - 1) 役員等に、暴力団員等（暴力団員又は暴力団関係者）がいる団体
 - 2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している団体
 - 3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている団体
 - 4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体
 - 5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体
 - 6) 役員等又は使用人が、1)～5)のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている団体
- (6) 次に該当する者が役員又は配置する職員になっている団体
 - 1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
なお、懲役又は禁錮に処せられた者は拘禁刑に処せられた者とみなす。
 - 2) 市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 申請資格

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（個人での申請はできません。）
- (2) 申請時点までに本市の入札参加資格者名簿への登録の申請が行われていること。選定委員会の審査を開始するまでに市の入札参加資格を取得していること。

なお、指定管理期間中は登録を継続しておくこと。

なお、共同体で申請する場合は、その共同体を構成するそれぞれの団体が入札参加資格者名簿に登録され、選定委員会の審査を開始するまでに市の入札参加資格を取得していること。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/business/nyusatsu/1004945/1004955/1004956/1004957.html>

- (3) 法人等の団体の人員数、資産の額その他の経営の規模及び能力があること。
- (4) 申請者（その共同体を構成するそれぞれの団体ごと）について安定的な経営状況であること。
- (5) 籠田公園の植栽管理においては、令和5年度から令和7年度にかけて本市が発注する植物管理（草地・樹木管理）について、契約金額が2,000万円（消費税及び地方消費税を含む）以上の単独業務（複数業務の合計ではないことを意味しています。）を受託し、完了している実績があること。
※（5）の実績については、法人等、共同体の構成員、3（8）で規定する協力会社のいずれかが有することとします。

3 申請条件

共同体での申請の場合は次の条件を満たしていること。

- (1) 代表する団体が定めてあること。
- (2) 共同体の構成員が別に単独での申請をしていないこと。
- (3) 共同体の構成員が複数の共同体において、同時に構成員になっていないこと。
- (4) 共同体構成員届（様式3）を提出すること。
- (5) 共同体協定書（様式4）により協定を結ぶこと。
※共同体構成員の変更は原則認めません。
- (6) 共同体委任状（様式5）を提出すること。
- (7) 乙川河川緑地の防災対策業務を実施するにあたり、特定の協力会社がある場合は、協力表明書（様式6）を提出すること。
- (8) 2 申請資格（5）の規定を満たす籠田公園の植栽管理において、協力会社がある場合は、協力表明書（様式7）を提出すること。
※協力会社は複数の申請の協力会社となることは可としますが、代表団体及び構成員との兼務は認めません。
※協力会社の変更は選定後であっても認めるものとしますが、変更する場合にも2 申請資格（5）の実績を有する者としてします。

4 申請手続

(1) 申請書類

様式	申請書類名	提出部数		電子データの 提出形式
		正	副	
様式 1	指定管理者指定申請書	1	7	PDF
任意様式	定款、寄附行為、規則その他これらに類するもの	1	7	PDF
各種証明書	登記事項証明書（法人でない団体にあっては不要） ※3か月以内のもの。	1	7	PDF
任意様式	財務諸表又はこれらに類するもの ・直近3年間の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書（それに類する収支計算書等） ・直近3年間の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュフロー計算書	各 1	7	PDF
各種証明書	納税証明書 ※国税、県税及び市税が課税される団体にあっては、それらを完納していることを証する書類（滞納がないことを証する書類でも可）	1	7	PDF
様式 2	団体の概要	1	7	PDF
様式 3	共同体構成員届（共同体の場合）	1	7	PDF
様式 4	共同体協定書の写し（共同体の場合）	1	7	PDF
様式 5	共同体委任状（共同体の場合）	1	7	PDF
様式 6	協力表明書の写し（乙川河川緑地防災対策業務に関する協力会社がいる場合）	1	7	PDF
様式 7	協力表明書の写し（籠田公園植栽管理に関する協力会社がいる場合）	1	7	PDF
様式 8	事業提案書	1	7	Word、PDF （様式8-3のみ Excelも提出）
様式9	指定管理者指定申請辞退届出書	1	7	PDF
様式10	指定管理者募集にかかる現地説明会の参加について （現地説明会に参加する場合のみ）	1		PDF
様式11	質疑書			Excel、PDF

1) 副本は複写でも構いません。

2) 電子データは上表に記載の提出形式（Word、Excel、PDF）に従い、CD-R 1枚に記録して提出（正本に添付）してください。WordやExcelとPDFの両方となっているものは、スキャンしたPDFではなく、WordやExcelを変換する形でPDFを作成してください。提出するCD-Rには、事業者名並びに事業名を明記してください。

3) 様式1、定款、寄附行為、規則その他これらに類するもの、納税証明書及び様式2の書類を、A4判縦型左綴じリングファイルに綴じて提出してください。なお、提出するリングファイルの背表紙には「乙川河川緑地等維持管理・運営業務申請書」と記載し、正本を①とし、②～⑧と数を

振り、副本としてください。

- 4) 様式 3～8 は、様式 1、定款、寄附行為、規則その他これらに類するものの書類、納税証明書及び様式 2 までの書類と別の A 4 判縦型左綴じリングファイルに綴じて提出してください。なお、提出するリングファイルの背表紙には「乙川河川緑地等維持管理・運營業務提案書」と記載し、正本を①とし、②～⑧と数を振り、副本としてください。
- 5) 様式 8 の 1 項目が複数ページにわたる時は、左上の様式番号の次に番号を振ってください。
例) 様式〇-〇(1/2)
- 6) 副本については、すべて代表企業 A、構成企業 B などとし、法人等の名称がわからないようにしてください。その対応表(様式任意)を正本の最初のページに綴じこんでください。
- 7) 記載内容に不備があった場合は、問い合わせることがあります。
- 8) 事業提案書に記載された提案事項は、すべてを認めるものではありません。

(2) 募集要項及び申請書類の様式の配布について

市ホームページから募集要項及び申請書類の様式をダウンロードできます。

指定管理者関連情報

<https://www.city.okazaki.lg.jp/shisei/vision/1008273/1008296/index.html>

(3) 現地説明会及び質問の受付について

1) 現地説明会の開催

①開催日時及び開催場所

日時：令和 8 年 7 月 14 日(火)又は 15 日(水)

いずれも午前 10 時又は午後 2 時

集合場所：籠田公園南側鳩像前

開催イメージ：籠田公園に集合し、籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場の説明を実施し、その後中央緑道に移動し説明、最後に乙川河川緑地にて説明を実施し、解散とさせていただく想定です。時間としては 2 時間程度を想定しています。

※募集要項等は申込者で用意し、御持参ください。

※参加は任意です。

②参加申し込み

指定管理者募集にかかる現地説明会の参加について(様式 12)に必要事項を記入の上、電子メールにてお申込みください。参加人数はいずれも各団体 3 名以内でお願いします。

申込期限：令和 8 年 7 月 10 日(金)午後 5 時まで

宛先：koen-shiteikanri@city.okazaki.lg.jp

申込先：岡崎市都市基盤部公園緑地課 宛

2) 募集内容に関する質問の受付

① 受付期間

令和 8 年 7 月 3 日(金)から 7 月 14 日(火) 17 時まで

② 質問方法

質疑書（様式 13）により、電子メールで岡崎市都市基盤部公園緑地課宛にお送りください。

宛 先 : koen-shiteikanri@city.okazaki.lg.jp

申込先 : 岡崎市都市基盤部公園緑地課 宛

③ 回答方法

受け付けた質問に対する回答や現地説明会における質疑応答（事業者等独自の提案に関わるものと判断される場合を除く）をとりまとめ、令和 8 年 7 月 22 日（水）を目途に、市のホームページにて回答する予定です。

なお、回答は、本募集要項及び業務水準書等の追加又は修正として扱います。

（3）申請の受付

1）受付期間

令和 8 年 9 月 10 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで又は 9 月 11 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

2）受付場所

岡崎市役所都市基盤部公園緑地課宛（市役所西庁舎 4 階）まで申請書類一式を御持参ください。

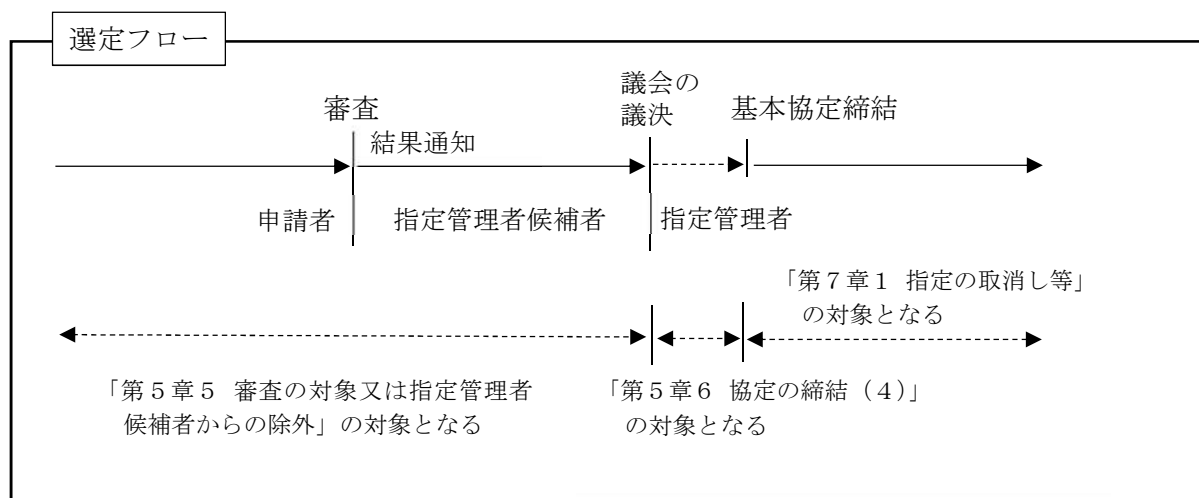
（4）留意事項

- 1）申請は、1 団体につき、1 件とします。複数の申請はできません。
- 2）提出された申請書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。
- 3）申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- 4）申請書類に虚偽の記載があった場合や、申請に際して不正行為があったときは、選定の対象から除外させていただきます。
- 5）申請書提出後は、軽微な変更を除いて提出書類の記入内容を変更することはできません。
- 6）申請後に辞退する場合は、「指定管理者指定申請辞退届出書（様式 9）」を提出してください。
- 7）市が提示する設計図書の著作権は市に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は、申請者に帰属します。なお、市は提出された申請書類を公開するものとします。公開に際しては事前に申請者に協議するものとします。ただし、選定基準に沿って採点した事業者ごとの得点表（事業者の実名を含む）については、協議によらず岡崎市議会に配付します。

第5章 選定に関する事項

1 選定委員会の設置

指定管理者の選定にあたって、市は学識経験者及び専門家で委員を構成する「乙川河川緑地、中央緑道（国道1号以北）、籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、別に定める選定基準に基づき審査を行い、選定基準に適合しているか審査します。



2 審査基準

次のとおり、市による一次審査と、市及び選定委員会による二次審査で、指定管理者候補者を選定します。

（1）一次審査の選定基準

申請者が下表に示す基準を満たすか、市が審査します。1つでも該当しない項目があれば、当該施設の管理に支障をきたす恐れがあると判断し失格とします。

審査項目	選定基準
申請書類	必要な申請書類が全て存在し、かつ不備がないこと
申請条件	①募集要項に規定する申請資格、申請条件を満たしていること ②募集要項に規定する欠格事由に該当がないこと ③事業提案書に記載する5年間合計の提案額が、市の上限額を超えていない又は市の上限額の10分の7を下回らないこと ④事業提案書に記載する各年度の指定管理事業実施金の額が、200万円（消費税及び地方消費税を含む。）としていること。 ⑤事業提案書に記載する各年度の納付金の額が、230万円（消費税及び地方消費税を含む。）としていること。
団体の安定性	申請団体につき下記項目の基準全てに該当しないこと ①営業キャッシュフローが3期連続で総額マイナス

	②経常損益が3期連続で赤字
人的能力	事業提案書の内容が、業務水準書に示す業務ごとの人数を満たしていること
適正管理	事業提案書の内容が、本施設を適正に管理し、業務水準書で示す水準を維持できると判断できること。
	事業提案書の内容が、利用者の平等利用を妨げるものではないと判断できること
	事業提案書の内容が、個人情報保護に関して適正な取組みと判断できること

(2) 二次審査の選定基準

次期指定管理者として選定するのに相応しい提案内容となっているか、市と選定委員会が、事業提案書の内容確認及びヒアリングでの質疑を通して、審査します。審査の結果、提案内容がE評価にも満たず採点不可と判断された場合、申請者に対し、再提案を求めることがあります。

(3) 配点

総合得点＝価格点（100点）＋加算点（400点）

項目	配点	説明
価格点	100点	「価格点評価基準」に示す採点基準に基づき、価格点を付与 ※提案額が、市の上限額を超える又は市の上限額の10分の7を下回る場合は失格
加算点	400点	「加算点評価基準」に示す採点基準に基づき、加算点を付与

(4) 価格点評価基準

配点（100点）×申請者最低提案額
申請者提案額

＝価格点（小数点第3位切り捨て）

(5) 提案点評価基準

市が特に重視する項目を審査項目として設定し、それに対して、独自性・革新性が高い提案や優れた工夫や配慮がされている提案があった場合、その内容について効果、具体性、実現性の観点から評価します。

提案点（400点）

項目	配点	説明
提案点	400点	「提案点評価基準」に示す採点基準に基づき、提案点を付与

	審査項目	審査の視点	配点	
(A) 提案者に関する事項 (130点)	(A-1) 事業の実施方針及び実施体制	本事業の趣旨を十分に理解し、周辺への波及効果が発揮されるように、乙川河川緑地等を有効的に活用し、QURUWA 戦略への貢献や QURUWA 地区への回遊の促進につながるような実施方針となっているか。また、その実施方針が実現可能な実施体制となっているか。	50点	80点
		ブレイスマネージャーに経歴・能力等の点から適切な人材が配置されているか。またブレイスマネージャーの活動内容や目標が明確になっているか。	10点	
		乙川河川緑地等を一体的に管理運営したことによる効果（メリット）が提案されているか。	20点	
	(A-2) 団体の事業実績	公園の運営業務、維持管理業務及び有人の時間貸し駐車場の管理・運営について、代表企業やその協力会社又は共同体の構成員の実績は十分であるか。	10点	15点
		市内企業がどの程度関与しているか。	5点	
	(A-3) 収支計画	提案内容を的確に反映した、合理的で実現可能性の高い収支計画となっているか。	20点	20点
	(A-4) 利益還元	駐車場の利用料金収入から、管理運営経費、指定管理事業実施金を差し引いた利益について、2割以上を市へ納めることとしている。利益還元率が提案されているか。	5点	5点
(B) 運営業務に関する事項 (160点)	(B-1) 運営業務について	本施設の利用受付や利用料金収受において、利用者にとって利便性の高いサービスとなっているか。 景観計画や景観重要公園であること等を理解し、日常的にエリアの価値を高めるクオリティコントロールがされているか。 運営を効果的・効率的に取り組んでいくための方策が提案されているか。	45点	45点
	(B-2) 広報・プロモーション、情報提供	市民及び市外利用者に対して施設の利用方法やイベント実施状況等を分かりやすく情報提供できる広報体制となっているか。また本施設の新たな利用者やファンを獲得できるような広報・プロモーションが計画されているか。	30点	30点
	(B-3) 市民意見の聴取及び反映、自己評価の実施	市民及び利用者からの評価を受けかつ自己評価項目を網羅的に設計したうえで、自らのサービス水準を検証し、反映していく考え及び仕組みとなっているか。	20点	20点
	(B-4) 指定管理事業	各施設について、目的に沿った提案であり、かつ、具体的で効果が期待できる内容となっているか。	55点	55点
	(B-5) 自主事業	各施設について、指定管理事業を補い、かつ自らの自主財源による目的に沿った提案であり、かつ、具体的で効果が期待できる内容となっているか。	10点	10点
	(C-1) 維持管理業務について	本施設の特性を十分に理解し、維持管理業務について、予防保全的な観点から積極的な維持管理を行い、環境負荷や維持管理コストが低減されることなどが提案されているか。（植栽管理業務を除く）	15点	15点
(C) 維持管理業務に関する事項 (65点)	(C-2) 植栽管理業務について	乙川河川緑地等の景観や市民の日常的な利用、イベント時の利用に留意した草刈りの工夫など、魅力的・機能的な視点での植栽管理の方策などが具体的に提案されているか。籠田公園については、芝生の管理について、養生期間中の過ごし方や芝生への理解を深めてもらう方策なども併せて提案がなされているか。	50点	50点
(D) 防災対策業務に関する事項 (45点)	(D-1) 防災対策業務について	乙川河川緑地における防災対策について、確実かつ効果的に業務を遂行できる具体的な体制や対応方法が示されているか。	45点	45点

提案点の採点方法は、各評価項目について、次に示す基準により採点し、そのうえで各項目について、順位点により点数を付与します。

評価	評価内容	採点基準
A	優れた提案であり、具体性、実現性、合理性など多面的に大きく評価できる。	配点×1.00
B	優れた提案であり、具体性、実現性、合理性など一面的には大きく評価できる。	配点×0.80
C	普通の提案であり、具体性、実現性、合理性など評価できる。	配点×0.60
D	普通の提案であり、具体性、実現性、合理性など一面的には評価できる。	配点×0.40
E	加点項目に対する提案はなされている。	配点×0.20

審査委員会の各審査員の提案点を合計し、審査員人数で割った値を総合得点とし（小数点第3位以降切り捨て）、指定管理者候補者を決定します。

$\text{総合得点} = \text{各審査員の提案点の合計} \div \text{審査員人数（5名）}$
--

3 選定の日程

（1）開催日時

令和8年10月22日（木）午後2時から

（2）開催場所

岡崎市役所西庁舎5階501号室

（3）留意事項

提案内容についてのヒアリングをさせていただきます。なお、新たな資料の提出は認めません。
現在考えているヒアリングの概要（案）は以下のとおりです。

- ・提案説明 15分 ヒアリング 45分 計60分
 - ・提案説明以外のプレゼンテーションは可としますが、必須ではありません。
 - ・プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、RGBケーブル、電源ドラムは市で用意します。
- ※詳細は、別途申請者に連絡します。

4 選定結果の通知

選定委員会による選定終了後、速やかに結果を申請者に通知します。

5 審査の対象又は指定管理者候補者からの除外

申請者が、次に各号に掲げる事項に該当したときは、審査の対象又は指定管理者候補者から除外し、失格とします。

- （1）選定委員会の委員又は本件業務に従事する市職員若しくは本件関係者に対し、申請に関し不正な接触の事実があると市が認めた場合
- （2）申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った事実があると市が認めた場合
- （3）申請書類に虚偽の記載又は不正があったと市が認めた場合

- (4) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したと市が認めた場合
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により申請者が業務を行うことについて相応しくないと市が認めた場合
- (6) その他不正な行為があったと市が認めた場合

6 協定の締結

- (1) 市は選定委員会の選定結果の報告を受け、指定管理者候補者として令和8年12月岡崎市議会定例会へ指定管理者選定議案を上程し、議決後、指定管理者決定通知を送付した後、正式に協定を締結します。
- (2) 指定期間中の包括的な事項を定めた「基本協定」及び各年度の細目的事項を定めた「年度協定」を締結します。また、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

1) 基本協定書の内容

- ① 総括的事項
- ② 指定管理業務の履行に関する事項
- ③ 施設の利用に関する事項
- ④ 指定管理料に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 事業、業務の報告及び監督に関する事項
- ⑧ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ リスクの分担に関する事項
- ⑩ 指定期間終了に伴う措置、原状回復及び引継ぎに関する事項
- ⑪ その他必要な事項

2) 年度協定書の内容

- ① 当該年度の業務内容に関する事項
- ② 当該年度に市が支払う指定管理料に関する事項
- ③ 当該年度の指定管理者が実施する指定管理運営計画書に関する事項
- ④ 当該年度の指定管理者が実施する自主事業実施計画書に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

- (3) 共同体の申請者が指定管理者となった場合は、協定は代表団体と締結し、他の構成員は、同意書を提出していただきます。
- (4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - 1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
 - 2) 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき

3) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき

第6章 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の再委託等の制限

- (1) 指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁じます。
- (2) 指定管理者は、指定管理業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ市の承諾を得なければなりません。(委託の可否の区分は、「業務水準書」を参照のこと)
- (3) 本業務の一部を第三者に実施させる場合には、すべて指定管理者の責任において行うものとし、本業務に関して指定管理者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者が負担するものとします。

2 施設の平等利用

指定管理者は、公共施設であることを念頭におき、利用者の平等な利用を妨げないように管理運営を行わなければなりません。

3 労働環境の整備

指定管理者は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号）第6条及び第8条に定める労働者の適正な労働条件の確保その他労働環境の整備が図られていることを発注者が確認するための措置を理解し、その実施について、協力しなければなりません。

4 個人情報の取扱い

指定管理者業務に従事している者及び従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守しなければなりません。その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することを禁じます。

5 情報公開への対応

指定管理者は、別途情報公開規程等を策定し、情報公開に努めることとします。なお、開示請求があった場合は、速やかに市に報告してください。

6 守秘義務・禁止事項

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすこと、自己の利益のために使用することはできません。

7 法令等の遵守

指定管理者は、業務の遂行に関連する法規を遵守しなければなりません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）

- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (4) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- (5) 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (6) 都市公園条例
- (7) 都市公園管理規則
- (8) 駐車場条例
- (9) 駐車場管理規則
- (10) 岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- (11) 岡崎市情報公開条例（平成 11 年岡崎市条例第 31 号）
- (12) 岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第 24 号）
- (13) その他業務に関するすべての法令等

8 環境への配慮

指定管理者は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）を遵守し、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に配慮してください。

また、次のような環境に配慮した指定管理業務を実施してください。

- (1) 環境に配慮した商品・サービス購入の推進及び廃棄物の適正処理
- (2) 電気のエネルギー使用量の削減等による省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制
- (3) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理の実施による事故防止
- (4) S D G s への取組み

9 犯罪防止活動

指定管理者は、岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例（平成21年岡崎市条例第41号）の規定に基づき、犯罪防止のために必要な措置を講じてください。

10 指定管理業務実施状況の確認

指定管理業務実施状況の確認を次のとおり行います。指定管理者が業務水準書や事業提案書に示された業務などにおいて、水準を満たしていないと市が判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。なお、大幅な業務の改善を要する場合等にあつては、指定管理料を減額することがあります。

(1) 市による事業実施状況の確認（モニタリング）

市は、指定管理業務の実施状況を把握するため、随時現地での確認等を行います。また、指定管理者は市の求めに応じ指定管理業務に関する帳簿書類その他の記録を提出しなくてはなりません。

(2) 第三者による事業実施状況の確認（外部モニタリング）

第三者による指定管理業務の実施状況の把握を、上記（1）と同様に行いますので、指定管理者は対応しなければなりません。

1 1 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動により利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、岡崎市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うこととします。

1 2 障がい者差別解消に係る配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、岡崎市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年6月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとします。

1 3 その他

（1）規程・要綱等の作成について

指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議してください。

（2）引継ぎについて

指定管理者は、管理開始の日に円滑に業務を遂行できるよう、開始日以前に必要な準備をするものとし、市から引継ぎを受けてください。引継ぎにかかる費用については、すべて申請者の負担とします。市議会の議決後、基本協定書を締結した後から引継ぎ開始となります。

また、指定管理者は、次回募集の際に業務の引継ぎが生じた場合は、引継ぎに協力しなければなりません。施設の利用料金は、利用日をもってその帰属を判断します。

（3）乙川河川緑地、中央緑道、籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場周辺事業者等との関係について

指定管理者は、岡崎市都市公園愛護会や乙川河川緑地、中央緑道、籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場に関する者などで組成される任意団体など、地域と顔の見える信頼関係を構築するとともに、周辺事業者と連携したプログラムなどを実施する際は積極的に主体となるよう努めてください。

第7章 その他の事項

1 指定の取消し等

(1) 市による指定の取消し

指定管理者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、市は指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

この場合に生じた指定管理者の損害について、市はその責めを負いません。また、指定管理者は、取消し又は停止した業務にかかる指定管理料の10%に相当する額を市に支払わなければなりません。

- 1) 市が業務水準書等を満たしていないと判断した場合に行う改善措置の指導に従わないとき
- 2) 業務を継続することに重大な支障が生じる又は生じる恐れがあると市が認めるとき
- 3) 関係法令、条例、規則、基本協定又は年度協定に違反したとき
- 4) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務を継続することが適当でないと市が認めるとき

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとします。市は申出を受けた場合、指定管理者と協議し処置を決定するものとします。

なお、申出に基づき市が指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止をさせた場合、市はこれによって生じた指定管理者の損害を賠償することとします。また、指定管理者は市が被る損害についてその責めを負いません。

- 1) 市が協定内容を履行せず、又は違反したとき
- 2) 市の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被ったとき

(3) 不可抗力による指定の取消し

市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合は、指定の取消しの協議を行うものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市は指定の取消しを行うものとします。

2 その他協議すべき事項

新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費など、基本協定書及び年度協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

リスク分担表

種類		内容	リスク分担	
			市	指定 管理者
応募関連 リスク	書類の誤り	仕様書等、市が作成した書類に関するもの	○	
		申請書等、指定管理者が作成した書類に関するもの		○
制度関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○	
	税制の変更	管理業務に影響を及ぼす税制変更によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制変更によるもの		○
維持管理 リスク	光熱費・最低賃 金等の変動	当初の想定（当該年度協定で記載した額）と比較して1割までの 増加分		○
		当初の想定（当該年度協定で記載した額）と比較して1割を超え る増加分	○	
	施設・設備の損 傷	経年劣化による修繕の発注（1件100万円未満の修繕）		○
		経年劣化による修繕の発注（1件100万円以上の修繕）	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない修繕の発 注（1件100万円未満の修繕）		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない修繕の発 注（1件100万円以上の修繕）	○	
		管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		施設の構造上の瑕疵による施設の損傷	○	
	政治、行政上の 理由による 事業変更	政治、行政上の理由から、業務の全部又は一部を中止した場合又 は業務内容を変更した場合	○	
	債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	運営リスク	災害時における公共施設の閉館基準に基づく閉館		○
		管理上の瑕疵による臨時休館等		○
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○
	セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	支払遅延	指定管理者の責めに帰すことのできない理由での、市からの経費 の支払遅延によるもの	○	
		指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
社会的 リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	地域、利用者へ の対応	地域との協調、利用者への対応に関するもの		○
		施設設置、管理業務内容に対する利用者等からの反対、訴訟、要 望に関するもの	○	
不可抗力		不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動そ の他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができな い自然的又は人為的な現象）によるもの	協議	
指定期間終了時の費用		指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の 撤収に関するもの		○

収入・経費分担表（乙川河川緑地・中央緑道（国道 1 号以北））

■経費について

項目	支払者		備考
	市	指定管理者	
指定管理料	○		
管理運営に関する経費 （管理運営費、人件費、 事務費、諸経費等）		○	指定管理料から支払う
光熱水費	○		
修繕費	○	○	指定管理料から支払う（精算項目）、もしくは市 による対応
施設賠償責任保険 第三者賠償責任保険 動産保険 個人情報保護保険 など		○	指定管理料から支払う
指定管理事業の経費		○	指定管理業務（独立採算）又は指定管理事業実施 金により実施する。
建物総合損害保険	○		市が加入している
物品の購入に係る経費	○	○	市の経費、指定管理料、もしくは指定管理者自らの 経費から支払う
自主事業の経費		○	指定管理料を充てることはできない （指定管理業務と別会計）

■収入について

項目	所得者		備考
	市	指定管理者	
指定管理料		○	指定管理業務会計
利用料金収入		○	指定管理業務会計
指定管理事業収入		○	指定管理業務会計
自主事業収入		○	別会計

収入・経費分担表（籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場）

■経費について

項目		支払者		備考
		市	指定管理者	
籠田公園	指定管理料	○		
	管理運営に関する経費 （管理運営費、人件費、事務費、諸経費等）		○	指定管理料から支払う
	光熱水費	○		
	修繕費	○	○	指定管理料から支払う（精算項目）、もしくは市による対応
	施設賠償責任保険 第三者賠償責任保険 動産保険 個人情報保護保険 など		○	指定管理料から支払う
	指定管理事業の経費		○	指定管理事業実施金、指定管理料から支払う
	建物総合損害保険	○		市が加入している
	備品・物品の購入に係る経費		○	備品は市の費用により購入する。（市の所有） 物品は指定管理者自らの経費から支払う。（指定管理者の所有）
	自主事業の経費		○	指定管理料を充てることはできない （指定管理業務と別会計）
地下駐車場	管理運営に関する経費 （管理運営費、人件費、事務費、諸経費等）		○	利用料金収入から支払う
	光熱水費		○	
	修繕費	○	○	修繕費は市への納付金額から差し引く（精算項目）、もしくは市による対応
	施設賠償責任保険、 第三者賠償責任保険、 自動車管理者賠償責任保険		○	利用料金収入から支払う
	建物総合損害保険	○		市が加入している
	備品・物品の購入に係る経費		○	備品は利用料金収入から支払うことができる （市の所有） 物品は指定管理者自らの経費から支払う（指定管理者の所有）
	指定管理事業の経費		○	利用料金収入を充てるができる
	自主事業の経費		○	利用料金収入を充てることはできない （指定管理業務と別会計）
	納付金		○	利用料金収入から支払う
	指定管理事業実施金		○	
	精算機等の費用		○	事業費に含むことができる
	PPPark（岡崎市版）の経費		○	
	案内看板の経費		○	事業費に含むことはできない

■収入について

項目		所得者		備考
		市	指定管理者	
籠田公園	指定管理料		○	指定管理業務会計
	利用料金収入		○	指定管理業務会計
	指定管理事業実施金		○	指定管理業務会計
	指定管理事業収入		○	指定管理業務会計
	自主事業収入		○	別会計
地下駐車場	利用料金収入		○	指定管理業務会計
	指定管理事業収入		○	指定管理業務会計
	自主事業収入		○	別会計
	納付金	○		指定管理業務会計
	利益	○ ※ 1	○ ※ 2	指定管理業務会計 ※ 1 利益の2割を下限に、市へ利益の一部を納める ※ 2 残りの利益は指定管理者の提案による